



あなたが行う 森づくり活動を応援します



富山県では、「水と緑の森づくり税」を活用し、令和7年度に県民の皆さんが自ら企画、実践する森づくり事業を募集します。

●募集の対象となる事業

県内の森林内での活動を主とし、次のいずれかを目的とする事業とします。

- (1) 県民協働による森林の整備を推進する事業（森林整備、竹林整備）
- (2) 県民の森づくりに対する意識の醸成を図る事業（森林環境教育）
- (3) 木竹等の森林資源の利活用を促進する事業（木材利用、竹資源利用）
- (4) 森林空間の利活用を推進する事業（健康プログラム、森林スポーツ）

メニューとして、

- ①**健康プログラム**（森林浴や森林セラピーなど）の開催
- ②**森林スポーツ**（トレイルランニングやツリークライミングなど）の開催が可能です！

●応募対象者

提案した事業を会員自らが実施することのできる団体、グループなどです。

1つの団体が提案できる事業は、1年1件とし、この事業で補助を受けることができる回数は通算して3回までです。ただし、会員以外から参加者を募り①「とやま森林浴の森」を活用した森林教室※1を実施する事業又は、②児童や学生を対象に森林内での森づくり体験活動を実施する事業については、この限りではありません。

※1 森林・林業に関わる簡易な体験学習（シイタケ植菌、木工教室、クラフト教室、樹木観察など）

●支援の内容

採択された事業については、補助の対象となる経費※2のうち20万円までは10分の10以内を、20万円を越える部分についてはその4分の3以内を補助する予定です（対象事業の(4)森林空間の利活用を推進する事業は補助率3/4以内のみ）。

なお、1事業への補助金額は原則50万円を上限とする予定です。ただし、予算額を上回る応募があった場合、より多くの団体、グループに森づくり事業を実践していただくため、上限額を引き下げることがあります。

※2 補助の対象となる経費については、2ページをご覧ください。

応募方法

1 提出書類

- ①県民実践活動事業提案書（3,4ページ参照）
- ②事業実施位置図及び詳細図
- ③団体の規約及び役員・会員名簿

2 募集期間

令和7年2月17（月）～~~3月24日（金）~~※

※募集期間を延長いたします！

なお、応募の受付は先着順とし、予算額に達した場合は受付を終了いたしますのでご了承ください。

3 提出方法

右の提出先に直接ご持参ください（お越しの際は事前連絡下さい）。提案内容を聞き取りさせていただきます。受付時間は、休日を除く月曜日から金曜日の午前9時から午後5時までです。

4 その他

詳細は「県民実践活動実施要領」をご覧ください。提出先にお問い合わせください。実施要領は、県のホームページからダウンロードできるほか、県農林振興センターで入手できます。

（URL）

<https://www.pref.toyama.jp/1603/kendodukuri/shinrinkasen/shinrin/moridukuri/jigyuu/teian.html>

提出先・問い合わせ先

〒930-0004

富山市桜橋通り5番13号 富山興銀ビル4階

富山県森林政策課 森づくり推進係（計画担当）

Tel.076-444-3385 Fax.076-444-4428



●補助の対象となる経費

科 目		内 容	単価	基 準 等
報 償 費		講演会やシンポジウム等の外部講師、専門技術や安全管理等の外部指導者への謝礼	実費	- 県内講師等は1人あたり10,000円を標準とし、20,000円/日を上限とします。 - 中央講師等は1人あたり50,000円を標準とし、100,000円/日を上限とします。
旅 費		講師・指導者の旅費及び講師・指導者との打合せ旅費	実費 又は 定額	- 公共交通機関利用：実費 - 車：1 kmあたり37円を上限とします。
需用費	消耗品	事業実施に必要な消耗品（一般事務のための消耗品は除く。）	実費	- 提案事業の内容との関係が明確な経費のみ補助対象とします。 - 役務費のうちの材料加工、機械作業等経費は、原則として提案事業における会員活動を補助するものであって、かつ専門機械や専門技術を要する作業の外注などを対象とします。
	燃 料	チェーンソーや刈払機等の借上げ作業用機械の燃料費		
	印 刷 製本費	資料購入費、資料印刷費		
	資材費	苗木、支柱、肥料、種菌、木材、釘等		
役 務 費		会員以外への通信費、傷害保険料、材料加工、機械作業等経費	実費 又は 定額	- 会員の活動に要する経費（交通費、湯茶代等）については、「会員等活動費」として、1人1日当たり1,100円（ただし、作業用機械、資材運搬車両の提供があった者は2,000円）を上限に認めます - 会員とともにボランティア等として作業に参加する者の活動に要する経費についても「会員等活動経費」として認めます - 会員以外を対象とした活動における簡易な作業への参加者については、湯茶、味噌汁代の実費のみを経費として認めます - 事業実施のための手続きや会員への連絡、打合せ等に要する事務的経費については、「事務諸経費」として10,000円を上限に認めます
使 用 料 及び賃借料		会場使用料、機械借上料		
そ の 他		上記以外の経費で、特に必要と認められる経費	実費 又は 定額	- 会員の活動に要する経費（交通費、湯茶代等）については、「会員等活動費」として、1人1日当たり1,100円（ただし、作業用機械、資材運搬車両の提供があった者は2,000円）を上限に認めます - 会員とともにボランティア等として作業に参加する者の活動に要する経費についても「会員等活動経費」として認めます - 会員以外を対象とした活動における簡易な作業への参加者については、湯茶、味噌汁代の実費のみを経費として認めます - 事業実施のための手続きや会員への連絡、打合せ等に要する事務的経費については、「事務諸経費」として10,000円を上限に認めます

注1 次に係る経費については、以下のとおり上限があります。

- ① 広告・宣伝等に要する経費は、補助対象経費の1/5相当額。
- ② 施設・設備・備品の製作等に要する経費のうち、会員の活動に要する経費を除く経費は、補助対象経費の1/2相当額。

注2 次の経費は補助の対象とはなりません。

- ① 土地等の購入経費
- ② 実施団体の経常的な運営経費
- ③ 実施団体の会員への報償費
- ④ 実施団体及び会員が所有する機材の借上げ料
- ⑤ 営利を目的とする活動に要する経費
- ⑥ 提案事業を通算し3回実施後に、会員以外から参加者を募り「とやま森林浴の森」を活用した森林教室を実施する場合又は、児童や学生を対象に森林内での森づくり体験活動を実施する場合の施設・設備・備品の製作等に要する経費
- ⑦ 対象事業の(4)森林空間の利活用を推進する事業を実施する場合の「会員等活動費」
- ⑧ その他補助することが適当でないと認められる経費

令和7年度 県民による森づくり提案事業 県民実践活動事業提案書

提 案 者	団 体 名		団体住所	〒	
	代表者名				
	電話番号				
連 絡 先	事務担当者名		事務担当住所	〒	
	電話番号	TEL 携帯 Fax	e-mail		
団体の活動	団体の設立目的				
	活動実績	(現会員数 名)			
1 事業名					
2 事業の目的	事業目的	※この事業を実施する必要性、期待される効果等を具体的に記載。			
	採択要件	1 県民協働による森林の整備を推進する事業 2 県民の森づくりに対する意識の醸成を図る事業 3 木竹等の森林資源の利活用を促進する事業 4 森林空間の利活用を推進する事業 ※該当するものに○			
3 事業の内容	※何をどの程度いつ実施するか等を具体的に記載。				
4 実施期間	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日 ※4月1日から翌年2月末日までの期間				
5 実施場所	市 町 村				
6 事業費及び内訳	事業費①	円	内 訳	県補助金④ 円	
				自己資金等⑤ 円	
7 その他 ※該当するものに ○を付けてください	安全対策の予定 注：保険加入は必須です	1 独自に保険に加入 2 とやまの森づくりサポートセンターで保険料支援を受ける（サポセン登録団体は原則2） ※上記以外に安全対策を実施する場合は、その内容を次欄に記載 []			
	関係者の承諾・同意	土地所有者・立木所有者の承諾 済 ・ 未済 活動場所の自治会等の同意 済 ・ 未済			
※添付資料	提案事業実施箇所位置図（縮尺 1/50,000 程度）、詳細図（縮尺 1/5,000 程度）（任意の様式） 団体の規約及び役員・会員名簿（任意の様式）				

※事業費積算内訳（次頁）を必ず記入

事業費積算内訳

科 目		内容及び積算根拠	経 費	審 査 ※申請者は記入しないでください
報償費			円	
旅 費			円	
需用費	消耗品		円	
	燃料費 借上機械用		円	
	印刷製本費 資料購入費 資料印刷費		円	
	資材費		円	
役務費	通信費		円	
	傷害保険料		円	
	材料加工費 機械作業費		円	
賃 借 料	会場使用料 機械借上料		円	
その他	会員等 活動費※		円	
	その他		円	
	事務諸経費		円	
事業費合計額①			円	
補助 金額 計算※	事業費合計額のうち20万円までの額 ②		円	
	事業費合計額のうち20万円を超える額③ (①－②)		円	
	補助金申請予定額④ (②+③×3/4以内 (上限50万円))		円	
	自己負担等予定額⑤ (①－④)		円	

※対象事業の(4)森林空間の利活用を推進する事業の場合は、会員等活動費は補助対象外、補助率は3/4以内とする。